

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和6年9月4日(水)
午前9時57分 開会 午前11時10分 閉会

2 場 所 委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山本 香代子(議長)	○ 小嶋 和芳(副議長)
二瓶 文隆	まにわ 尚之
川北 直人	赤羽目 たみお
石川 邦夫	(徳永 雅博)

(2) 会員外議員 吉田 要

(3) 事務局職員

事務局 長 岩瀬 亮太	事務局 次長 栗原 真一郎
庶務係 長 藤田 京子	議事係 長 田村 雅恵
調査係 長 若林 克彦	議事主 査 志津 友樹
庶務係 員 水野 麻里子	調査係 員 金子 泰郎
調査係 員 遠藤 愛梨	

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 27 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1-1 (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例(案)
- ・資料1-2 政治倫理条例案に関する課題整理表

- ・資料2 政治倫理条例の条文構成に対する検討項目
- ・資料3 地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（令和4年12月16日総務大臣通知）

午前9時57分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 皆さん、おはようございます。ただいまから、第2回政治倫理に関する検討会を開会いたします。

早速、議題に入ります。

◎協議事項1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長 まず、協議事項1「(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について」協議いたします。

本日は資料1-1、1-2として、前回までの協議で条例に盛り込むことでおおむね了解された項目をまとめた条例案の資料を、また、資料2として、条例に盛り込むかどうか意見が分かれている項目について、新会派の意見を反映した資料を準備いたしました。協議内容が多岐にわたることから、本日は、まず、資料2の意見が分かれている項目から協議し、その後、資料1について協議をいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 それでは、そのようにいたします。

御異議ございませんので、まず、資料2について、事務局より説明を願います。

○事務局次長 それでは、資料2について御説明いたします。こちらは条例に盛り込むか意見が分かれている項目についてまとめた資料であり、前回までの各会派の要否に加え、今回、新たに共生と立憲市民の意見を反映いたしました。

前回の説明と重複いたしますが、これまでの協議状況について簡単に御説明いたします。上から1つ目と2つ目の記載の項目は、いずれも政治倫理基準に関するものでございます。

1の道義的批判を受ける寄附等の自粛については、法令に違反する寄附のほか、政治活動に関し、政治的または道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないことを規定するものでございますが、条例に盛り込むべきとの意見がある一方、政治資金規正法において厳正に規定されていることから、法を遵守することによいとの意見

があり、引き続き検討となっております。

2の反社会的な団体等との関わりの禁止は、文字どおり反社会的な団体等との関わりを禁止することを規定するものでございますが、条例に盛り込むべきとの意見がある一方、それら団体等との関係をつくることを肯定しているわけでは当然ないが、そのときに反社会的団体かどうか分からないことが想定され、事後に判明し、関係を絶つことが想定されることから、そのときに付き合いがあったということで条例違反になるということも含め、いかがかという意見があり、引き続き検討となっております。

次に、3の請負等の制限につきましては、議員は、一定の条件により自治体に対して請負することが禁止されておりますが、これらの項目は、法律に禁止されている範囲以上についても、区民に疑惑の念を生じさせないようにするため、請負を辞退するよう努めることを規定するものでございます。本件については、議員本人のみならず、配偶者を含めて辞退するよう努力義務として条例に盛り込むべきとの意見がある一方、法の規制の範囲内であれば問題ないので不要との意見や、努力義務であるならば規定する必要がないとの意見があり、引き続き検討となっております。

なお、本項目の請負に関連して、事務局より1点御協議いただきたい点がございませう。恐れ入りますが、資料の3を御覧願います。

こちら、令和4年に請負に関する法改正がなされたときに、総務大臣より発出された通知となります。本改正は、以前、本検討会においても御説明させていただきましたが、議員個人と区との請負の制限について、政令で定める300万円までは規制の対象から除かれる等、規制が緩和された内容となっておりますが、このうち、2ページ目で、四角で囲ってあります項番4番を御参照願います。

こちらの内容を説明いたしますと、今般の法改正によって、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれないようにするよう、地方公共団体に対し請負をする議員は、当該請負に関する一定事項について議長に報告するなど、請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当とされております。

以上のことから、現在、本検討会におきましては、議員の区に対する請負について、法の範囲外についても努力義務として辞退するよう定めるか否かについて御協議をい

ただいておりますが、こちらの請負の報告義務の必要性についても併せて御協議いただきたいと考えております。

資料2にお戻り願います。次に、4の指定管理者の指定辞退につきましては、3の請負等の制限と同様に、議員が役員等となり、経営に携わっている企業が指定管理者とならないよう努めることを規定するものでございますが、3の請負等の制限と同様の理由により意見が分かれており、引き続き検討となっております。

次に、5の資産公開については、議員の資産等を公開することにより、公正性を確保するために規定するものでございますが、条例に盛り込むべきとの意見がある一方、実務上意味があるのか、心理的な抑制効果につながるか疑問であるなどの意見があり、意見が一致しておりません。また、公明より、前期の協議の中で、全議員ではなく、審査の対象となった議員に対し、必要に応じて求めていくことで対応できるのであれば、資産公開は盛り込まないことに賛同できるとの意見があるため、要否の欄につきましては、三角からバツに改めて記載をさせていただいております。

次に、6の問責制度につきましては、犯罪等で逮捕・起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるなどのために規定するものでございますが、現在、案として示されている内容を少し改善し、条例に盛り込むべきという意見がある一方、逮捕・勾留中、議会が主体的に行う必要はなく、実効性もないので不要との意見があり引き続き検討となっております。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 それでは、資料2について、改めて協議を進めてまいります。

本件については、昨年度より議論を重ねておりますが、意見が一致できていない項目となっております。会長といたしましては、本日、各会派の意見を踏まえ、一定の結論を出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、項目1、政治倫理基準、⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛について、意見を伺います。

○赤羽目たみお議員 道義的批判を受ける寄附等の自粛についてですが、まず、第一義的に、私たち区議会議員は区民の手本となるべきであるということは、認識は共有していただけたらと思います。

その上で、4年間で6名もの議員が逮捕、起訴、書類送検されるといった異常な事態の本区議会においては、何よりも信頼回復をし、区民の模範となるべきであり、本項目の記述は必要と考えます。

以上です。

○山本香代子会長　何かほかにございますか。今までと変わったとか、今回初めてとか。

○石川邦夫議員　私のほうから全体的にお話しさせていただければと思うんですけども、現実、条例の検討項目ということで、昨年1年間、ずっと取り組んできて、なかなかまとまらない、こうした状況も、今まとめられれば、現状として、多分令和7年度からのスタートではなく、令和7年の第2回定例会に出せるかどうかという状況の中、このまま平行線で行ったとしても、どっちにしても、そこもできなくなってくる。こうした状況の中では、もうマルとバツとぶつかって、平行線をこのまま同じような形で協議を続けるよりかは、マルとバツ、あるところで見ると、1番から6番までの中で5番と6番、かなりバツが多い。こうした状況に関しては、なかなか盛り込むことは難しいかなと思っております。

1番、2番、3番、4番に関しては、うちの会派としては、先ほど赤羽目議員からもあったとおり、議会としては様々な状況があるので、江東区議会としては、厳しい目をやはり区民の人に示すべきという形で、丸にさせていただいておりますが、様々な状況を鑑みていくと、なかなかマルとバツをまとめていくのはかなり難しい状況の中で、盛り込んでいくことはかなり難しいかなと思っております。

実際に省くということではなくて、実際に条例が制定されてからも、改定とか様々なことができていくので、そうしたところで、また検討していくべきかなと思っておりまして、まずは成立をさせていくことが、一番先に優先してやらなければいけないかなと思っております。

その中で、請負等の制限、3番でありますけども、先ほど事務局からもあったとおり、資料の3で考えていくと、法的なもので全てできるかというところではなくて、今、総務省のほうで出している中では、努力義務でありますけども、様々、議員個人による請負の状況の透明性の確保という形で出ていることを考えていくと、政治倫理

条例に盛り込まなかったとしても、他区では、現状として要綱でこうしたものを取り入れたりとかしている区があることを考えていくと、豊島区などでは、こうした状況の努力義務の部分で政治倫理条例の中に組み込んでいる区もありますので、3番の請負等に関しては、中身はあるんですけども、国のこうした方向を鑑みて、こうしたところに関しては、取り入れることは現実、取り組んだほうがいいかなと思っておりまして、1番と2番と4番に関しては今後も検討、今回の条例の制定に即していくと、ある程度、今回は外さざるを得ないかなと思っております。

ただ、3番に関しては、こうした国の状況もあることを考えていくと、その辺、国のほうで言っているところの部分だけはもう少し盛り込んでいくべきかなと思っておりますので、ぜひ検討していただければと思います。

○山本香代子会長　ただいま、石川議員から全体に関わることを先にお話ししていただきましたが、今回新しい会派の方もいらっしゃるの、取りあえず、一つ一つやっていってよろしいですか。

まず、戻りまして、一番最初の政治倫理基準の道義的批判を受ける寄附等の自粛についてというところで、どうぞ。

○二瓶文隆議員　私たち共生クラブは、これはバツになりました。基本的には、道義的という基準が曖昧すぎて、誰がそれを判断するかということと、その上位法である政治資金規正法なり、もろもろの法律で、基本的には寄附行為というのは禁止されているものですから、道義的に許される寄附というのがどこにあるのかなという疑問も残る中で、当然のことながら、上位法である、これは刑事罰に近い法律に関しては、あえて条例に盛り込まなくても、根本的な法令違反になりますから、それは曖昧な基準で、あえて盛り込む必要はないという考えで、バツをつけさせていただきました。

○まにわ尚之議員　立憲市民としては盛り込んでいただきたいということで結論を出したんですけども、昨日も研修であったとおり、私たち、もちろん政治資金規正法はあるんですけども、業者さんとか団体とかとの関係というんですか、それでいつの間にか取り込まれてしまうというように昨日も研修でありましたけども、そういう関係というのは、本当に慎重でなくてはいけないと思いますので、こういった条例で条文があることで、私たちのほうの牽制というんですか、そういうのにもなるんじゃない

かと思いますので、できればこれは入れていただきたいと思いました。

以上です。

○山本香代子会長 もう既にこちらにも意見を表明されている会派もありまして、また新しく検討会に参加していただいた会派の方の御意見も聞きましたけども、これは結構、もう数回にわたり議論を重ねているんですが、なかなか意見の一致が難しいということでございます。一方で、条例の制定のためには、各項目について一定の結論を出していかなければいけないと思っております。

先ほど、石川議員からもありましたけども、江東区議会として、全会派が賛同できる条例の制定が望ましいと考えているので、今、意見が分かれている項目については、現段階では条例に盛り込まず、社会状況の変化等により対応が必要となった場合に、改めて協議するという方向性で、今後まとめていきたいという考えを私は持っております。

そういった意味では、その点でも既に意見が分かれていますので、再度、いかがでしょうか。

○川北直人議員 今の会長の方向性は賛同いたします。

そういたしますと、もう既に今、合致していない6項目について、ここに、資料2に記載されている意見と違う意見になっているのであれば、それを聴取いただいて事足りるのではないかなと思っております。もう既にマル・バツが明確になっていますので、我が会派としては、基本的に1から6については賛同し得ないという立場については一切変わりなく、新たに示されました資料3のほうで、総務省のほうからの見解が示されていることについては、我が会派として、請負をされている方が事後にしっかりと報告をするということについては、盛り込むことについては、私個人としてはよろしいんじゃないかと思いますが、会派のコンセンサスをまだ得ていませんので、持ち帰った上で再度、表明したいと思っております。

一方で、請負の、経済活動の範囲というのは地方自治法で決められているわけですから、それを法よりも狭める必要性は感じておりませんので、3番、4番の対応は変わらないと。

一方で、兼業されている方、これは区の仕事を請け負うことを前提に兼業されてい

る方については事前の報告と、それから実際に請け負ったのであれば、今回新たに示された総務省からの適当であるということに沿って、報告についてを規定することについては、積極的に議論していきたいと、賛成の方向で、議論は会派でしていきたいと思っています。

以上です。

○吉田要議員 昨年1年間、この会議に出席させていただいて、今期、今回は代理で出席させていただいておりますけれど、流れはもちろん理解している上で、会派の中でも議論して、今日参加させていただいております。

その前提で、基本的に私たちの会派は、マル・バツの考え方は基本的には変わっておりません。昨日の研修を受けた中でも、確かにグレーになる部分というのが区民の皆さんからどう映るのかというところを、倫理の中で、条例の中で、よりはっきり示していくという意味で、特に1と2というのはマルであるべきという考え方なんですけど、ただ、今この流れの中で、要はマル・バツの調整がつかないから今回見送る、状況が変わったら、また再度議論するという考え方一つかと思うんですけど、さすがに江東区議会において、これだけ区民の皆さんの目が厳しい状況において、特に1番に、政治倫理の基準というのが明記されないままの倫理条例ってどうなんだろうというのが、区民の皆さんから見たときの懸念です。

その上で、例えば⑤の道義的批判というところ、この1点で、自参無さん、共生さんのマルがつかないのであれば、ここを再度調整して、その上でも倫理の基準というのは盛り込むべきではないかというのが会派の意見でございます。という意味では、ここの道義的批判のところも載せるべきの会派のマルなんですけれども、柔軟にここは検討したいなと考えております。

以上です。

○川北直人議員 この機会に、新時代の吉田さんにお伺いしたいんですけども、徳永前副議長が柿沢氏から1万円をもらったという件について、幹事長会、12月から1月の幹事長会だったかと思います。当時の大嵩崎共産党幹事長のほうから、1万円をもらったことについて問題があるんじゃないかという発言に対して、政治資金規正法に沿った、あるいは、公職選挙法に沿ったお金であり、何ら疑惑はないという御発言

をされたときに、私も確認をさせていただいたんですけれども、そうした一連の当時の事件等に関わる方々から受けていたお金って、恐らくこれ、道義的批判を受ける寄附というように扱われると思うんですよね。

そこに対して見解を求めたところ、当時の徳永副議長も、それから、吉田幹事長も法にのっとっている寄附であれば問題ないという見解を、会派としてもそういう見解を持っているというのを幹事長会でお話しされていたと思うんですが、そこと今、政治倫理の検討項目、基準を設ける上での議論がかみ合わないことについては、どういふふうに見解を持たれていますか。

○吉田要議員　今回、会派に確認した上で、今日出席させていただいております。その上で、徳永前副議長にも、この点を、中で確認したんですが、徳永前副議長の言葉としては、道義的批判を受けるような、これには全く当たらないというようなところで問題がない。なので、会派としても、このまま項目としてはマルであるべきだというのが御意見でございましたので、会派としては、そのようにまとめさせていただいた次第です。

○川北直人議員　直近でこれを盛り込んだときに、どういう弊害が起こるかというところが、既にこの議会で経験しているところだと思うんですよね。当然、徳永前副議長がおっしゃる、政治資金規正法に沿ったり、あるいは、公職選挙法に沿って処理しているんだということが最終的に出てくるわけです。それで、道義的批判、道義的におかしいという方々も当然出てくる。それを曖昧なままに規定してしまうことが、これをいたずらに活用した上で、政治的な活動にも直結してしまうというところの危険がありますので、我々は法律に明記されていて、厳しい罰もある法律で規定されていることですので、それを超える形での曖昧な形での条文化というのはすべきではないと思っております。もちろん政治資金規正法や公職選挙法に沿って、お金の処理をすることというのは、もう大前提だと思っております。

以上です。

○山本香代子会長　ほかにございますか。いいですか。

○赤羽目たみお議員　私たちのスタンスや考え方については、今までと同様、述べさせていただきたいと思っております。しかしながら、政治倫理条例の制定を優先させたいと

いう思いもありますので、皆さんの御意見も聞きながら判断をしていきたいと思いま
す。

以上です。

○二瓶文隆議員 私たちも先ほど申し上げたとおり、道義的という基準というものが、
誰がそれは道義的ではないのかとか、あるのかとか、許されるのかという判断が非常
に曖昧過ぎて、それをどこの人たちが決定していくのか。感情論ではなくて、しっか
りと、これ、条例にするわけですから、明確にしないと、曖昧な基準というのは非常
に今後も議論の対象になってくると思いますから、そこら辺は上位法でしっかりと制
定されているので、あえてここは、当然議員としての倫理的なものというのは、自分
で責任を負うべきものだと思いますけども、曖昧な基準をあえて入れる必要はない
という考えを、私も持っております。

○まにわ尚之議員 私たち立憲市民としても、政治倫理条例、できてもらいたいと思っ
ておりますので、しかも2年間の、2年間、もっとですか、3年以上の議論があるも
のですので、私たちが意見表明とか態度表明をさせていただきますけども、条例制定
をまず優先をしたいというのはありますので、一つの意見に、私の意見にこだわっ
ているというわけではありませんので、まずは条例の制定を目指したいと思ってお
ります。

○山本香代子会長 いろいろ今の段階で意見は分かれているけども、皆さん御協力い
ただけるのは、条例の制定を目指すという、まず、第一目標です。そこに、皆さん多
分同じようにお考えいただいていると思いますので、多分、今、持ち帰りの話もあり
ましたよね。

だから次回、次回は本当に固めていきたいと思っておりますので、今日のところは、これ
は継続協議といたしますが、次回、どちらにしても、物別れしたときは、今回の初回
の条例には盛り込めないということになることを前提に、また会派で議論をしてい
たきたい。また、次回には固めていきたい。

以上です。

○川北直人議員 その上で、事務局のほうから資料3で提示されている、検討してき
ている項目にない新たな項目が出ていると思うんです。そこをもう少し、会派に持ち

帰るにしても、どういう規定を今、新たに検討しなきゃいけないんですよというのを明確にさせていただいたほうがよろしいかと思えます。

○山本香代子会長　こちらの、まず最初の、道義的批判を受ける寄附の自粛の部分は、これで終了いたします。

次に、反社会的な団体等との関わりの禁止についてです。既にもう御意見をいただいているところ以外の新会派の御意見があれば、どうぞ、言っていただきたいと思います。

○二瓶文隆議員　共生クラブとしても、バツをつけさせていただきました。前の1番と同じで、上位法によってこれは刑事罰になってくる問題ですし、反社会勢力との付き合いというのは当然、倫理規程に、条例に盛り込まなくても上位法でカバーされているものを、あえて条例に盛り込む必要はないと考えて、バツをつけさせていただきました。

○まにわ尚之議員　様々な企業とか団体でも、反社勢力との関わりというのはしていませんみたいなことを、規定みたいなところがあるところがやはり多いので、区民に対して、反社勢力と関わっていないですよということをきちんと示すために、私は条例に盛り込んだほうがいいと思っております。

以上です。

○赤羽目たみお議員　私たちは、反社会的な団体というのは暴力団だけではないと考えています。この間、社会的に大きな問題になった宗教団体ですとか、偏った考え方の団体もありますし、そういったところも対象になるのではないかと考えています。

そういう団体との関係は政治倫理上、大事な問題ですから、そういった団体も含め、社会的に問題がある団体と関わりを持たないというような基準は規定するべきだと思います。

以上です。

○山本香代子会長　ほかのところ、ほかの会派はマルですから、盛り込むべきとお考えというのは変わりませんか。

○吉田要議員　私も今、赤羽目議員と同じ意見なんですけど、暴力団の排除条例の中身を見ると、明確に暴力団という言葉でつぶられていて、反社というのは暴力団以外

の様々な詐欺集団であるとか、やはりあるかと思えます。前回までの流れで、なかなか現時点では分からないというようなことも確かにあるかもしれないんですけど、倫理で盛り込むべき、私たち議員の立場としては、予見力のようなものを持って、どういう団体の方たちと接するかというのは、当然想像力をちゃんと持って関わらなければいけないと考えるので、暴力団排除条例だけをもってすると、反社会的な関わりというのは弱いと考えておりますので、マルにするべきと考えております。

以上です。

○二瓶文隆議員　今、御意見をお伺いしていて、反社会勢力という規定が、例えば今、赤羽目議員の言った宗教法人も、一定レベル、今回いろいろな問題もありましたけども、もともとあれは宗教法人として存在していて、反社会勢力という基準というのがどこで線引きされていて、それをどうやって、その団体が反社会勢力なのかというところは、今、暴力団排除法によって一定レベル、国が認めているというか、司法が認めた反社会勢力と、その陰に隠れた実態としては反社に近いという表現しかできない勢力があると思うんですが、そこら辺の基準があまりにも曖昧過ぎて、当然、そういう方々とお付き合いというのはすべきではないというのは、もう大前提ですけども、基準が、反社会勢力というくくりというのが非常に曖昧過ぎているというのが認識なんです。

ですから、そこら辺が、どう条例に盛り込んだときに、また、それは誰が、この団体が反社会勢力だということを認定し得るのかというところが非常に疑問を持って、バツをつけさせていただきました。

○山本香代子会長　いずれも、こちらも、もう既に意見が分かれていますので、次回、固めていきたい中で、分かれているようであれば、初回の制定には盛り込まないということになるかと思えます。

以上でこれを終了いたします。

次に、項目3の請負等の制限について及び項目4の指定管理者の指定辞退について、意見を伺います。ございますか。

○二瓶文隆議員　私たちは、先ほどの説明があった、国からの指針がありましたけども、基本的には上限が設けられている範囲内で、どこまでそれを報告するかという、

当然、倫理の規定はありますけども、一方では商取引の自由というところもあると思うんです。ただ、問題なのは、その取引が不当な圧力であるとか、それによって特定の議員が得をするような商取引というのは公平ではないと思うんです。

ただ、一般的には、たまたま議員になった人間が、ある仕事、ビジネスをしていて、今までと継続してやられているケースもあると思うんです。そこら辺で、どこまで報告義務とするかというのは、先ほどの総務省の基準には準拠してもいいのかなという考えを持っていますけど、これはもう少し持ち帰らせていただきたいと思います。

○まにわ尚之議員 昨日の研修にもあったとおり、政治腐敗のことを考えましたら、努力義務できちんと示したほうがいいと思います。もちろん300万円以内に認められているのとか、営業の自由とかというのものもあるんですけども、区民に対してのきちんと条文としてあったほうが、私は、立憲市民としてはいいと思います。報告義務に関しても、法内のものの報告義務にもしたほうがいいと思いますし、法外なものに関しても報告義務をしたほうが、立憲市民としてはいいと考えております。

以上です。

○赤羽目たみお議員 一言だけ。政治倫理条例は、倫理の向上を図るということが大きな主眼ですから、そのために区民から疑惑を持たれないようにするために、請負の制限ですとか指定管理者は辞退をするという規定は盛り込んだほうがいいのではないかと、意見を申し上げておきます。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。こちら意見が分かれていますけども、今回、事務局より新たに資料が提示されていまして、事務局の説明内容も含め、次回、改めて協議してまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○石川邦夫議員 3番の請負等の制限に関しては、資料3にあるとおり、ある程度、透明性の確保のための報告ということで、自参無さんと共生さんも、現状としては、そこに関しては盛り込んでもいいと。新時代さんが現状としてはバツになっているんですけども、現状としては、そこが少しくリアになれば、ある程度、その部分だけ盛り込みをしていくことは可能かなと思っておりまして、次回のときに示すのが、そこからまた持ち帰って、それをどうするかとなっていくのを考えていくと、事務局のほうで、もう少し早めに請負等の制限の部分に関しての、総務省の見解の中で少し案

を早めに示していただければいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○事務局次長　今、いろいろと御意見がありまして、もちろん持ち帰って検討される会派、資料3の内容、あると思いますので、事務局といたしましても、皆さん早期の条例の制定を目指しているという中での協議になりますので、各会派の意向を事前に把握した上で、事務局として、資料3を盛り込む場合の文案等を次回お示しさせていただければと考えております。

以上でございます。

○川北直人議員　すいません。私、話を理解していないんですけども、今、資料2のほうに出ている請負等の制限というのは、基本的に、個人であれば300万とかという規定が変わったものについて、さらにそこに制限をかける項目を設けることについて、3番のところに例示されているんだと思っています。

我が会派としては、先ほど申し上げたとおり、基本的に自治法で認められている請負については、それを超える規定を設けるべきではないというところのスタンスは一切変わっていませんが、その中で請け負ったものについて、今回新たに資料3で示していただいている、実際に請け負ったものについてはしっかり報告しましょうねということについて、それが望ましいとする総務大臣からの通知に基づいて、それを条文化することについて、要するに、請負の報告という項目になるんですか、これについては、私個人としては賛同しているんですが、会派としてのコンセンサスを取れていないので、持ち帰りたいということで表明させていただきます。

なので、3番について、現時点で前向きで検討できているという状況ではないです。改めて、意見表明します。

○山本香代子会長　いずれにいたしましても、次回の協議、検討会で、また、ある程度、方向性を出していきたいと思っておりますが、以上でよろしいでしょうか。こちらは終了いたします。

次に、項目5、資産公開について意見を伺います。ございますか。もう既に意見を聞いているんですが、新しい会派の考え方、書いてある、このとおり。どうぞ。

○二瓶文隆議員　特に、資産公開をすることによって、何かそこに明らかになってくるものがあるのかなど。そもそも資産家の方も議員になることもありますし、資産公

開が倫理基準に、何かそこがそぐわないというのが、公開することによって発見できるものではないと思っていますから、バツとさせていただきます。

○まにわ尚之議員　三角となっていますけども、審査会で認められた場合は資産公開というように私たちも考えたんですけども、審査会の規定のほうで盛り込むということであれば、これはバツでもそれは構わないと思います。

○山本香代子会長　分かりました。そうしますと今、条例に盛り込むべきという意見は共産会派のみとなっており、共産党さんの赤羽目議員、どうでしょうか。

○赤羽目たみお議員　ほかの会派、皆さん、これは必要ないということなんですけども、私たちはこの記載のとおり、不正の防止につながると考えているんですが、これについては、今後、社会情勢の変化等があって、議論が必要なときにまた考えてということで、これについては、皆さんと同調いたします。

○山本香代子会長　それでは、今、赤羽目議員のほうからも御意見いただきましたけども、これは皆さん盛り込まないということによろしいでしょうか。いいですか。じゃあ、これは盛り込まないということで、結論を出したいと思います。こちらは終わります。

次に、項目6、問責制度について意見を伺います。ございますか。どうぞ。

○二瓶文隆議員　私たちの会派はバツをつけさせていただきました。

これも条例の中で問責というのは、倫理の中ですごくそぐわないなと思っておりまして、ある面、問責が必要なことであれば、例えば百条委員会であるとか、ほかの条例で制定されているところでしっかりと問責していけばいいのかなと思って、バツをつけさせていただきました。

○まにわ尚之議員　私たちの会派もバツをつけさせていただいたんですけども、起訴されている段階では推定無罪ということですから問責には値しないと思いますし、裁判の中で、その事実関係とかが明らかにされるとと思いますので、盛り込まなくても大丈夫かと思います。しかしながら、きちんとどういった事実関係かというのは、議会として区民に報告すべきであると考えます。

以上です。

○赤羽目たみお議員　問責決議については、皆さん不要ということなんですけども、

条例案、第2条の5で疑惑を持たれた議員は、区民や議会に対して説明責任を果たさなければならないと規定されています。議会としての説明責任を果たさせる規定を盛り込んでおくことによって、より実効性が高まって区民への説明責任をしっかりと果たすことにつながるということから、この規定は私たちは必要だと考えています。

○山本香代子会長　こちらも、なかなか意見が分かれているということでございますので、次回、ある程度の結論を出していきたいという方向性でいきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

以上で、資料2について、協議を終了いたします。

次に、前回までの協議で条例に盛り込むことで、おおむね了解された項目をまとめた条例案の内容について、協議をいたします。事務局より説明願います。

○事務局次長　それでは、資料2について御説明いたします。こちらは条例に盛り込むか意見が分かれている項目に、失礼しました、資料1-1です。御覧願います。こちらは条例に盛り込むことで、おおむね了解された項目をまとめた条例案のたたき台の資料となっております。資料の見方ですが、文字を四角く囲った部分が引き続き削除するか、変更するかなど協議が必要な項目となっております。

1ページ目、下段の第5条の政治倫理基準は、条例の骨格となる部分であり、議員が遵守すべき行動規範を規定するものでございます。以下(1)から(6)までが具体的な基準となります。

このうち、2ページ目の(5)につきましては、人権侵害のおそれのある行為を禁止する規定であり、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないことを規定するものでございますが、こちらの条文については、前期の検討会において、次の(6)、名誉毀損行為の禁止基準と合体して一つの基準とするべきとの意見があり、一度合体した上で協議を進めておりましたが、再度切り離すべきとの意見があったため、切り離す案としてお示しをさせていただいております。

なお、(6)の名誉毀損行為の禁止につきまして、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと、または、第三者をして同様の行為をさせないことを規定するものでございますが、このうち、四角で囲っている虚偽の事実という表現について、どのように認定するのか等、御意見があり、文言の取扱いについて検討と

なっております。

続いて、第6条の兼業の報告義務は、各議員に兼業等の実態について報告させることにより、不正を抑止するために規定するものでございます。

条文案では、自ら区に対し請負する場合や、下記の(1)から(4)、いずれかに該当する法人等の役員、顧問、もしくは、これらに準ずる職に就いた場合は、兼業報告書を求めるものとたたき台として記載させていただいておりますが、このうち、(1)の主として収益事業を営む法人等については、区に対し請負する法人等に限定すべきとの意見や、区と関連のない企業等の役員になった場合にも報告したほうがよいとの意見があり、意見が分かれており検討となっております。

続きまして、第7条の区民や議員の調査請求については、政治倫理基準に違反する疑いのある場合など、区民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するものでございます。

このうち、1項の請求人数についてですが、議員の請求については、議員定数の8分の1以上とすることで意見が一致しておりますが、区民からの請求人数については、検討となっております。また、3ページの4項の黒丸の部分、調査請求をできる期間についても検討となっております。

続いて、第8条の審査会の設置は、住民または議員からの調査請求がある場合に、調査や審査を行う審査会を設置するために規定するものでございます。こちらにつきましては、審査会の委員数や委員構成についてどうするか、常設型とするか、あるいは審査すべき案件が発生した場合に設置する臨時型とするか、また、審議は公開とするか、非公開とするかなどについて検討となっております。

なお、政治倫理審査会の委員構成についてですが、議会に審査、審議、調査を行う機関として審査会を置くことは、附属機関を置くことと判断されるため、できないと考えることが地方自治法の一般的な解釈であることから、前回の検討会で資料としてお示しいたしましたが、事務局といたしましては、議員や有権者等で構成した政治倫理審査会を議会に設置することについては、慎重な判断が必要であると考えております。

次に、第11条の議会の措置は、議員に政治倫理基準に違反があると認めた場合の措

置について規定するものでございますが、こちらにつきましては、具体的な措置の内容まで条例に落とし込むか否か等について引き続き検討となっております。

続いて、資料の1-2を御覧ください。

こちらは先ほど資料1-1で御説明いたしました条例案について、検討が必要な事項について整理した表となっております。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 それでは、資料1-2の課題整理表に沿って意見をお聞きしたいと思います。項目1の条文構成については、先ほど資料2で協議いたしましたので、項目2より協議いたします。これも一つ一つを丁寧に進めていきたいと思います。

それでは、項目2、政治倫理基準の名誉毀損の条文において、「虚偽の事実を提示し」という文言について協議をしていただきたいと思います。この取扱いについて何か御意見ございますでしょうか。

○吉田要議員 5と6を分けてほしいというところからお願いをさせていただきました。

6に関してだったんですけど、虚偽の事実は、結論としては削除していいのではないかと思います。虚偽の事実の認定自体が難しい部分もあると思います。この文言がないことによって、誹謗中傷の発言というような、名誉毀損というような行為に対して実効性が出てくると思いますので、虚偽の事実を示すというところの文言は削除して5、6のこの形で進めていただきたいと思います。

以上です。

○赤羽目たみお議員 私も吉田委員と同じく、「虚偽の事実を提示し」というのは、虚偽の真実かどうか、判断がこれ困難ですので検討が必要ですし、これはなくてもいいかなと思っているんですけども、これまでを顧みまして、誹謗中傷の発言をするなど、他人の名誉を著しく毀損し云々という、こういう文言は、これはぜひ入れてほしいと思います。

○二瓶文隆議員 私たちも、そもそも誹謗中傷と名誉毀損って違うものだという認識しております。名誉毀損というのは、あくまでも公然と事実を摘示して、その人の名誉を傷つけるものですから、これは虚偽の発信ではないんです。あくまでも事実であっ

でも、公然と摘示することによって名誉を毀損するものが名誉毀損であって、誹謗中傷というのは、一般的には虚偽のことも、SNS上で載せることによって相手を攻撃するみたいな形ですから、あえて虚偽の事実を提示するという文言は必要ないと思っていますし、ある面、誹謗中傷と名誉毀損というのは、本来であれば切り離される行為だと思っておりますけども、文言の中身としてはこれでいいと思いますけど、虚偽の事実とか具体的な例は、ここに入れる必要はないと考えています。

○まにわ尚之議員　立憲市民としても虚偽の事実というこちらの文言に関しては、特に例示する必要はないと思っております。ただ、これだけ除くだけで、あまり小さくまとめないで、このままにしたほうが、虚偽の事実という文言だけ外すだけでいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○山本香代子会長　皆さんの御意見、ほかにいいですか。今、「虚偽の事実を提示し」というところを削除してという御意見が多いんですが、その形でよろしいですか。

では、こちらはその部分だけ削除して盛り込む、削除した形で盛り込みます。よろしいですか。そのようにいたします。

次に、項目3、兼業の報告義務について、「主として収益事業を営む法人等」という文案に対し、「区に対し請負をする法人等」と限定すべきという意見と、「区と関わりのない企業等の役員」も含めるべきとの意見がございますが、改めて、意見を伺います。

○赤羽目たみお議員　兼業の報告義務については、近隣他区の業者間で人材や仕事の融通を図ることがあると聞いていますので、区と関わりのない企業等の役員となった場合も報告対象とすべきというのが私たち会派の考えです。

○まにわ尚之議員　立憲市民としても、やはり区と関わりがなかったとしても、今後に関わり、また出るかもしれませんですから、やはり報告するべきであると考えます。

以上です。

○石川邦夫議員　我が会派も、区に関係なくても報告義務はしたほうがいいという見解ではありますが、条例制定を前提に考えていくと、まとめ上げていくということであれば、区に対し請負をする法人等に限定するのも、現状としては一つの策でありま

すので、そういう策に関しては賛成をできる状況でありますので、ぜひ制定に向けた形でまとめていく方向でお願いしたいと思います。

○川北直人議員　我が会派は変わらずで、基本的には区議会議員として、本区政における議決権だったり、様々執行部のほうと議員として向き合えるというところから、様々不正が生じてはいけないとか、そういうところの視点に立った倫理条例であるべきと思っていますので、基本的には、区と関わりのある企業に限定すべきで、まにわ議員がおっしゃったように、区と関わりを持つことがあるならば、それはそのときに時期を逸することなく、兼業の報告をすればよろしいと思っています。

○吉田要議員　今の川北議員の意見と同じです。会派としても変わらずの見解ですので、同意見とさせていただきます。

○二瓶文隆議員　そもそも兼業禁止の対象ではないと思っておりますし、ただ、この基準というのは当然のことながら、その議員の職責上、それによって区と関わる事業に関してはしっかりと報告をしないと、そこに不正が起こる可能性が高いところは、しっかりと監視していかなきゃいけないと思っていますが、基本的には兼業している方も当然、今、都内とか大都市の地方議員であれば専業でやられている議員もおられますけども、例えば、他の地方自治体であれば、当然ながら兼業を禁止するものではないと理解しております。

○山本香代子会長　そうしますと、今、区に対して請負をする法人等というところが、区と関わりのない企業等の役員も含めるという意見は赤羽目議員のところ、ほかのところは、そこら辺は、まにわ議員もそうですか。まにわ議員も同じ考え方。分かりました。

では、こちらは今の時点で意見が分かれていますので、次回、改めて、これを協議し、決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ほかによろしいですか。

では、こちら終了いたします。

次に、項目4、住民・議員の調査請求についてのうち、住民の調査請求の人数について改めて意見を伺います。人数、いかがでしょうか。具体で、数字を言ってください。

○川北直人議員 決めだと思しますので、間を取って1,000人でよろしいんじゃないでしょうか、と思います。

○吉田要議員 うちの会派も1,000人でお願いしたいと思います。人数が少なすぎると乱発の可能性がありますので、ある程度場を設けるとしたら1,000人という数字は妥当じゃないかと考えております。

以上です。

○赤羽目たみお議員 私たちも1,000人が妥当だと思っています。

○石川邦夫議員 うちの会派としては、100人でも署名とかは結構大変な状況なので、ぜひ100人でもという考えはあまり変わっていません。ただ、条例制定に向けた、それを最優先という形でありますので、会派としても1,000人でオーケーとさせていただきます。

○二瓶文隆議員 共生クラブも1,000人でオーケーです。

○まにわ尚之議員 やはり私も1,000人は結構署名を集めるのが大変なんじゃないかということで、100人、あるいは500人とかだったんですけども、インターネット署名とかも活用できるんでしょうか。インターネット署名とかそういうのも活用できるものなんでしょうか。その辺、ごめんなさい、そんな細かい話になっちゃってすみませんけど、1,000人はきついんじゃないかなと思いますけども。

○山本香代子会長 1,000人にいたしましょう。

○まにわ尚之議員 はい。

○山本香代子会長 では、1,000人ということで決定したいと思います。

以上で終わります。

次に、項目4の2つ目、調査請求の請求期限についてどうするか、協議を願います。

○川北直人議員 まずは、様々議論ありましたけれども、案として出ている、あるいは、他の自治体でも取り上げられているような、今、条文案の中にあります当該3ページの上から4項目のやつか、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができないというところの規定で進めたらいかがでしょうか。

ただし書で、正当な理由があると認められるときはこの限りではないという言葉が

ありますので、事の次第とか、あるいは判明したのがもう1年も過ぎているとか、そういう局面というのは、ただし書のところに該当させて請求できるという解釈を持っておけばよろしいんじゃないかと思います。

○石川邦夫議員　うちの会派も同じ形でありまして、行為を知った日から1年ですと、その基準がいつになるか、なかなか定かではない部分を考えていくと、行為があった日から1年という形で、先ほどもあったとおり、条例の中にはただし書がある。それを活用しながらやれば、幾らでも対応できるなど思っておりますので、行為があった日から1年で構わないと思います。

○山本香代子会長　正確に言うと、行為のあった翌日からですね。

○石川邦夫議員　翌日から、はい。

○二瓶文隆議員　私たちもその行為があった翌日から1年で大丈夫です。

○赤羽目たみお議員　請求期限については、民法から引用して、皆さんが言うとおりにかなと思うんですけども、まだこれ、会派として意見がまとまっていないところがありますので、次回、態度表明させていただきたいと思います。

○まにわ尚之議員　立憲市民としてもこちらの年数で、ただし書の正当な理由ということなんですけど、何が正当な理由なのかということも分からないというところもあるので、ちょっと短いんじゃないかな、1年はというように思っているところがあるので、こちらもちりかえらせていただいて、また次回、態度表明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○吉田要議員　もう制定を推進するという意味で、行為のあった翌日からの1年間という形をお願いしたいと思います。

○山本香代子会長　持ち帰りという御意見、2会派ありましたので、次回、ある程度固めて決定していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、項目5の政治倫理審査会について協議いたします。前回の検討会にて事務局から地方自治法上、区議会に附属機関を設置することは想定されていないことを踏まえた議論が必要との説明がありましたが、事務局の説明を踏まえた上で、審査会の構成について御協議を願います。

○川北直人議員　前回事務局のほうから御説明いただいたことを受けて、議会に附属

機関を置くことができないということであれば、他区でも見られるような特別委員会の設置でよろしいんじゃないかと思っております。

また、人数のことについては、私案としては、例えば議会運営委員会に倣うような人数を想定しておいてよろしいんじゃないかなと思っております。また、当然これまで議論してくる中で、事によっては専門家の意見が必要だとか、専門家とか民間の方が加わっていたほうがいいんじゃないかという御意見もあると思うんですけれども、特別委員会に位置づければ、委員会の中で参考人を招致できるという規定があるかと思っておりますので、それで事足りるんじゃないかなと思っております。

○赤羽目たみお議員 前回いただいた資料に様々課題が示されておまして、事務局の説明では議会に附属機関を置くことはできないということなんですけれども、新宿区や北区では、外部メンバーを加え、区議会に政治倫理審査会を置いているんですけども、この自治体は、事務局が説明するような問題をクリアしているのでしょうか。それから、設置してもいいが、それは各自治体、各議会の判断ということになっているのでしょうか。その辺、確認させてください。

○事務局次長 まず、新宿区や北区がどのような、そちらのほうは、特に外部の方を入れた審議会を設けているというように、事務局としては把握しているところなんですけれども、そちら、どのような根拠や判断に基づいて、外部の方を含めた審査会を設置しているかについては、明確には私のほうから御説明は難しいんですが、北区は平成11年、新宿区は平成17年と、大分前に条例を制定している状況であることから推測するに、議会における附属機関の取扱いについての議論が、まだその頃は活発ではなかったのではないかと推測はできます。

一方、近年制定をしている自治体における検討状況とかを拝見しますと、審査会の設置に当たっては、前回事務局より資料としてお示しをしたとおり、議会に附属機関を設置できないと考えることが地方自治法の一般的な解釈であることを踏まえまして、議員のみで構成される審査会の設置を決定した自治体が複数あるというところでございます。

今回、本区議会においても新たに条例の制定を目指しておりますが、事務局といたしましては、議会に議員や有識者等で構成した審査会を置くことはやはり附属機関と

して位置づけられてしまいますので、現状できないと見るほかないと認識していることから、前回資料をお示しし、慎重な判断が必要であるというお話をさせていただいたところでございます。

一方、お尋ねの川北委員がおっしゃるとおり、仮に議員のみで構成される審査会で審査する場合においても、そういった政治倫理に識見を有する方であるとか、そういったことについては、参考人として呼ぶことによって意見をお伺いすることはできるのかなと考えているところでございます。

また、条例の制定は、それはするかしないか、どの内容で条例を制定するかしないかについては、もちろん各地方議会に与えられた権限であると思いますので、その制定の内容について、このように制定するというように自主的に決定するのは各議会、あるいは各議会の議決によって制定するものだと考えております。

以上でございます。

○赤羽目たみお議員 議員を主メンバーとする特別委員会は、やはり身内が審査することになって、問題の核心に迫り、真実をつまびらかにすることは困難になるんじゃないかと私たちは考えています。客観性、それから透明性を持った審議会を議会に置いて、きちんと区民の目線でしっかりと審査する、それが区民に求められていることじゃないかと考えています。

以上です。

○石川邦夫議員 前回は、現状としては質問させていただきましたが、議会に附属機関を置くことはできないという形で、近年の政治倫理条例を制定した区の状況を考えていくと、特別委員会で行っていくしかないかなと思っております。

人数的なものは、議会運営委員会などの人数で行っていくほうが、何人かの幹事長会メンバーとかではなくて、そういった様々な意見を聞いていければ対応ができるかなと思っております。様々な民間の方の招致とか、そうしたものも様々な形で対応もできると思いますし、メンバーに入っていないと、公平な、公正な判断ができないかという、しっかりと議員でも附属機関を置くことができないこうした状況を鑑みて、議員でしっかりと行っていくべきということで、特別委員会の設置でいいのではないかなと思います。

○二瓶文隆議員　私たちも特別委員会の設置で、審議会がそぐわないのであれば、特別委員会の設置でいいと思います。

また、議員が構成をするということも、特には問題ないと思うのは、我々基本的には性善説に立って、基本的に議員たるもの、しっかりとそれを審査するだけの識見も持っていると思いますし、当然区民から負託を受けて我々は議員になっておりますから、その中で、代表としてしっかりとそれぞれの意見を述べることによって、特別委員会も成立するかと考えております。

○吉田要議員　私たちも特別委員会の設置という形でお願いしたいと思います。

ただ、出席する議員自体が、様々な知見を持って臨む形にはなると思うんですけど、専門的な事象が分からない場面なんかもあるかと思しますので、今、事務局が示していただいたように、参考人というのは外部から柔軟に呼べるという形を取って、アドバイスを適宜いただけるような運営が望ましいと考えております。

以上です。

○まにわ尚之議員　私たちの立憲市民としては、特別委員会ではなくて、何らかの任意の会議体をつくってほしいという気持ちで、赤羽目委員と同じ意見です。

身内の中で、そういう温情的なものも出てしまうと思いますし、倫理に抵触するようなことを審査するというのは、そういう法的な整合性とかよりも先行するようなものなんじゃないかと思しますので、特別委員会ではなく、どういう会議体にするかどうかというのは、案は私も今、言えないんですけども、特別委員会ではなく任意の会議体ということでお願いできればと考えております。

以上です。

○山本香代子会長　現在、特別委員会じゃない審査会等が厳しいということがございますので、その辺はどうお考えですか。

○まにわ尚之議員　そうですね。特別委員会ではないと厳しいということではあるんですけど、何かほかの区で、先ほど赤羽目議員が話した新宿区とかでもできているので、そういうところを参照しつつ、できないかなというように、ちょっと難しいですかね。

○山本香代子会長　いずれにしても、これ大事なところなんですけど、今、特別委員

会でいいんじゃないかという御意見と、そうじゃないという意見がございますので、これ会派で、もう一回十分、今、特別委員会の方向性でまとめざるを得ないかなというイメージはあるんですが、そうは言っても、全会一致で条例制定したいので、2つの会派の方におかれましては、再度、会派に持ち帰っていただいて議論をしていただきたいと思います。よろしいですか。

次に、項目5の2項以降については、特別委員会とするか否かによって選択が変わってくる項目となります。仮に特別委員会とすることとした場合は、この四角囲いの2点目の委員人数について何名とするか協議が必要となります。

また、次に、3点目の審査会委員の決定方法は、幹事長会、議運での協議を得て、議長より指名されることとなりますので、条例の明記は不要となります。

4点目の、臨時か増設については、これ資産公開をしないということになれば、臨時の設置が良いかと考えております。

5点目の審議の公開については、委員会条例に委員会議決により秘密会とすることができるとの規定があるため、原則公開となり、必要に応じて秘密会とする判断になるかと思えます。

例えばプライバシーをどうしても守らなきゃいけない案件とか、そういったときは秘密会ということになりますが、通常は傍聴者を入れてしっかり審査をしていくというのが大事だと思っています。そういう考え方を持っております。

これらについて、審査会の体制と併せて整理してまいりたいと考えておりますので、何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、終了いたします。

次に、項目6の議会の措置について、具体的な措置を定めるか、また、条例に規定する必要性はあるか否かについて御協議願います。

○赤羽目たみお議員 他区の政治倫理条例も幾つか拝見したんですけども、その中の多くは、議会は区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるというように条例に記載されておりまして、具体的な内容等については、記載はなかったです。本区としても、条例内容まで載せる必要はないと思います。措置の種類ですとか、規定に明記するのか申合せするのかなどなどについては、再度、やはり確認したいことがあるの

で、次回の検討会で、こちら態度表明させていただきたいと思います。

○川北直人議員　我が会派も、基本的には必要な措置を講ずるという条文を設けた上で、具体の措置については規定の明記でいいんじゃないかと多分、過去発言した可能性はあるんですけども、種類を見たとしても、実効性のことですか様々考えたときに、起こる事態を鑑みて決めていける余地を残すという点では、規定にも明記する必要性もないんじゃないかと思っていますが、最終的なところは次回の態度表明とさせていただきます。現状、明記しないことのほうに片寄っています。

○石川邦夫議員　我が会派も基本的には必要な措置を講ずるという形で、審査会で措置の内容を定める形で結構だと思います。なので、具体的な様々な明記はしないというのが会派の考えです。

現実、今までも様々な状況の中で、議会としては、議員辞職勧告など迅速な対応を今までしているということで、現状としては評価をしておりますので、そういった意味で考えていくと、わざわざ明記しなくても、議会としては様々な形で対応ができるという認識ですので、明記しなくても結構だと思います。

○吉田要議員　うちの会派も明記しないでお願いしたいと思います。その時の状況によって、どういう処置の仕方が適切かというのは、状況によって分かれてくるかと思っていますので、あまり型決めで完全に明記するよりは、柔軟性を持たせておいたほうがいいという考えに基づいてでございます。

以上です。

○二瓶文隆議員　条例の中で明記する必要は私もないと思っております。

ただ、もしこういうときに、何らかの段階的な基準というものが必要ではないかなと思っています。その都度、その都度、どういう対応をしていくかというのは、何らかの別記でもいいですから、段階的な罰則ではないですけど、ここに出ているような枠組みというのはもう既につくっておいたほうが、その時々によって基準が違ってくるよりは、段階的なものは明記しておいたほうがいいのかと思っていますが、条例の中に入れる必要ないと思います。

○まにわ尚之議員　私たちも条例の中には入れる必要はないと思っております。先ほど二瓶議員が言ったように、そういう段階とかというようにおっしゃっていただけ

ど、まさにそのとおりです。必要な措置の根拠というんですか、程度とかそういうのというのは規定に示しておいたほうがいいと思いますので、条例にはなく、規定明記ということで。

以上です。

○山本香代子会長　それぞれ御意見いただきました。これは、また各会派に帰って十分議論していただいて、そして次回改めて協議して、そこで決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。

以上で本件を終了いたします。

◎協議事項２ その他

○山本香代子会長　次に、協議事項２「その他」を議題といたします。皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の検討会を終了いたします。

なお、次回の検討会については、9月24日火曜日の10時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。皆さんどうも御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時10分 閉会